

スマート農業技術の活用を検討されている 農業者のみなさまへ



“スマ転事業”による **機械導入** のごあんない

(正式名称：スマート技術体系への包括的転換加速化総合対策事業 スマート技術体系転換加速化支援（地域型）)

ここがポイント！

- ☑ 必要な要件※を満たせば、個人経営の方でも、農業機械の購入費用の1/2の支援が受けられます！ ※ **裏面を参照**
- ☑ スマート農業技術と一体的に活用するスマート農業機械以外の農業機械も対象となります！
- ☑ 補助額は、1件当たり最大2.5億円！大型機械や複数台の導入も可能です！



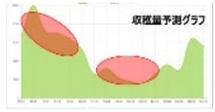
国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ホームページ
農業機械技術クラスター プロジェクトのご紹介より



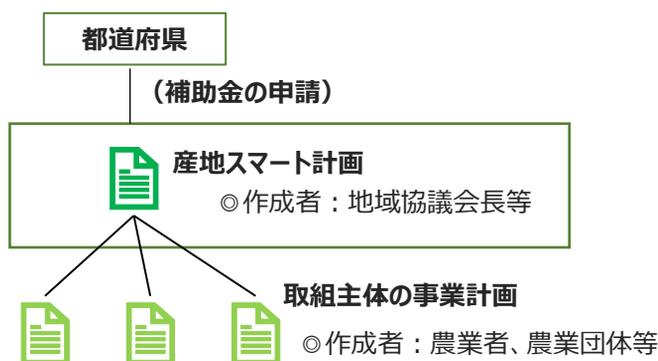
必要な要件（主なもの）

- ① スマート農業技術と新たな生産方式の導入を一体的に行うこと。また、補助を受ける農業機械はこれらの取組に関連するものであること。
- ② 労働生産性を5%以上向上する目標と、品目ごとに設定された「技術課題」の成果目標（単収や品質の向上など）の両方の実現を目指すこと。
- ③ 地域単位で策定する「産地スマート計画」に位置付けられていること。（スマート法に基づく生産方式革新実施計画の認定者は不要）

取組例（赤字がスマート農業技術）

	水 稻	畑作物	野菜・花き	果 樹
技術課題 (例)	直播栽培の導入	大規模化に対応した 機械化体系の導入	機械化一貫体系の 導入	自動化農機の導入
導入機械 (例)	 自動操舵での播種	 大型ロボトラ	 キャベツ収穫機	 自動追従運搬車
新たな 生産方式 (例)	 直播栽培の 導入面積拡大 (作期分散)	 栽培管理システムから得 られるデータの共有・分 析に基づく生産管理	 出荷予測システムから得 られるデータの共有・分 析に基づく一斉収穫	 省力樹形の導入

事業スキーム



- ▶ 農業者が作成する事業計画は、地域協議会等が作成する産地スマート計画への位置づけが必要です。また、都道府県への補助金の申請は、地域協議会等の単位で行う必要があります。
- ▶ 産地スマート計画には、品目ごとに規模要件が設定されています。
- ▶ ただし、スマート法に基づく生産方式革新実施計画の大臣認定を受けた農業者は、単独で都道府県に補助金の申請を行うことができます。

農林水産省 農産局 技術普及課

スマートユニット ☎ 03-6744-2107

事業の申請については、お住まいのある市区町村の地域協議会等（市区町村、JA等）にお問合せください。

詳しい内容については、農水省HPをご覧ください。▶▶▶

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/sumaten.html>

